

(証券コード 8972)
(発信日) 2025年6月30日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月18日

投資主各位

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
KDX不動産投資法人
執行役員 桃井 洋 聰

第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、KDX不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）第13回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権の行使は、書面によって行うこともできます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2025年7月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも本投資法人現行規約第15条第2項に規定する議案に該当いたしません。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）

- 更) (ただし、みなしそ賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産運用委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産運用委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトの「投資主総会」のページに「招集通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

本投資法人のウェブサイト

<https://www.kdx-reit.com/ja/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(KDX不動産投資法人)又は証券コード(8972)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト(上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬　具

記

1. 日 時 : 2025年7月25日（金曜日）午前10時30分
(受付開始時刻：午前10時00分)
2. 場 所 : 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野ビルディング4階 イイノホール&カンファレンスセンター Room A1+A2+A3
(末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：監督役員4名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示を示さない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎電子提供措置事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証のウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場にて、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 特定非課税累積投資契約に係る非課税制度（新NISA）に関連して、本投資法人の投資口に係る配当等が当該非課税制度の対象であることを明確化するため、所要の変更を行うものです（現行規約別紙1関係）。
- (2) 本投資法人を吸収合併存続法人とし、ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人及びケネディクス商業リート投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併の成立日が属する営業期間が終了したことに伴い、不要となった当該合併後の経過措置に関する規定を削除するものです（現行規約別紙3(4)及び(9)関係）。
- (3) 本投資法人が保有する商業施設・物流施設等においては、増築や建替えにより実質的に資産を取得することがあるところ、そのような場合の取得報酬の取扱いを明確化するため、所要の修正を行うものです（現行規約別紙3(5)関係）。
- (4) 本投資法人が特定資産について譲渡損失が生じる条件等で譲渡契約を締結する場合において、譲渡実行が翌営業期間以降に行われるときには、減損会計が適用され、帳簿価額の減額及びそれに伴う損失の計上が当該譲渡に先立って行われる場合があるところ、その場合に譲渡報酬の算定の基礎となる最終譲渡益の算定結果に影響が生じない（すなわち、帳簿価額の減額により譲渡益を不当に計上することがない）ことを明確化するとともに、当該損失が最終譲渡益の算定時に計上されることが見込まれることを条件に、当該損失が運用報酬Ⅱの算定に影響が生じないことを明確化するため、所要の変更を行うものです（現行規約別紙3(9)関係）。
- (5) 規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
別紙1 資産運用の対象及び方針 投資方針 (記載省略) 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲 (記載省略) 投資制限 1. (記載省略) 2. 本投資法人は、上記「資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲」第4項第7号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、 <u>本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</u>	別紙1 資産運用の対象及び方針 投資方針 (現行どおり) 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲 (現行どおり) 投資制限 1. (現行どおり) 2. 本投資法人は、上記「資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲」第4項第7号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、 <u>本投資法人が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現すること、本投資法人の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動によるリスクを減じること並びに先物外国為替取引により、本投資法人の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じること</u> を目的としてのみ行うものとする。 3. ~4. (現行どおり)
別紙3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (1)～(3) (記載省略) (4) 投資口パフォーマンス報酬 決算期毎に算定される、以下の計算式に従って算出される金額（1円未満切捨て）を投資口パフォーマンス報酬とする。 投資口パフォーマンス報酬の支払期日は、当該営業期間内とする。	別紙3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (1)～(3) (現行どおり) (4) 投資口パフォーマンス報酬 決算期毎に算定される、以下の計算式に従って算出される金額（1円未満切捨て）を投資口パフォーマンス報酬とする。 投資口パフォーマンス報酬の支払期日は、当該営業期間内とする。

現 行 規 約	変 更 案
<p><計算式></p> <p>総資産額 × (1 + 本投資法人の投資口の超過リターン) × 0.001%</p> <p><u>ただし、本投資法人、ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人及びケネディクス商業リート投資法人の間の2023年6月13日付合併契約書に基づく、本投資法人を吸收合併存続法人とし、ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人及びケネディクス商業リート投資法人を吸收合併消滅法人とする吸收合併（以下「本合併」という。）の成立日が属する営業期間にかかる投資口パフォーマンス報酬については、0.001%に代えて0を乗じるものとする。</u></p> <p>(5) 取得報酬</p> <p>本投資法人が特定資産を取得した場合において、その取得価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）に1.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）を取得報酬とする。</p> <p>取得報酬の支払期日は、本投資法人が当該資産を取得した日から1か月以内とする。</p>	<p><計算式></p> <p>総資産額 × (1 + 本投資法人の投資口の超過リターン) × 0.001%</p> <p>（削除）</p> <p>(5) 取得報酬</p> <p>本投資法人が特定資産を取得した場合（増築又は建替えにより建物を取得した場合を含む。）において、その取得価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）に1.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）を取得報酬とする。</p> <p>取得報酬の支払期日は、本投資法人が当該資産を取得した日から1か月以内とする。</p>
(6)～(8) (記載省略)	(6)～(8) (現行どおり)
(9)用語の意味	(9)用語の意味
本別紙において、以下に定める用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとする。	本別紙において、以下に定める用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとする。

現 行 規 約	変 更 案
<p>① 「総資産額」とは、運用報酬の対象となる本投資法人の各営業期間毎に、当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下同じ。）に記載された総資産額（ただし、未償却の正ののれんに相当する金額を控除する。）を意味する。<u>ただし、本合併の成立日が属する営業期間に係る運用報酬Iの算出との関係では、当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人及びケネディクス商業リート投資法人の保有する不動産等に係る2023年10月31日を価格時点とする不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額を加算した金額を意味するものとする。</u></p>	<p>① 「総資産額」とは、運用報酬の対象となる本投資法人の各営業期間毎に、当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下同じ。）に記載された総資産額（ただし、未償却の正ののれんに相当する金額を控除する。）を意味する。</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② 「譲渡益控除後分配可能金額」とは、運用報酬Ⅱの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される当該営業期間に係る最終譲渡益控除後、運用報酬Ⅱ（当該報酬に係る控除対象外消費税等を含む。）控除前の税引前当期純利益（ただし、のれん償却額を加算し、負ののれん発生益を除く。）に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。</p>	<p>② 「譲渡益控除後分配可能金額」とは、運用報酬Ⅱの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される当該営業期間に係る最終譲渡益控除後、運用報酬Ⅱ（当該報酬に係る控除対象外消費税等を含む。）控除前の税引前当期純利益を意味する。 <u>ただし、当該営業期間において償却されるのれん又は負ののれんがある場合には、のれん償却額を加算し、負ののれん発生益を控除する。</u> <u>また、当該営業期間において繰越欠損金がある場合には、その金額を補填した後の金額とする。</u> <u>さらに、当該営業期間において特定資産の譲渡契約の締結（その意思決定を含む。以下同じ。）を原因として減損会計が適用される場合には、当該減損に係る損失額を加算する。</u> <u>ただし、当該減損に係る損失額の加算は、当該譲渡契約に基づく当該特定資産の譲渡を実施した営業期間に当該減損会計に係る損失が最終譲渡益の算定時に計上されることが見込まれることを条件とする。</u></p>
③～⑤ (記載省略)	③～⑤ (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑥「最終譲渡益」とは、本投資法人が特定資産を譲渡した日が属する営業期間における、(i)当該営業期間中に譲渡された特定資産の譲渡価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。）の総額が、(ii)当該営業期間中に譲渡された特定資産それぞれの、所有権移転等の権利移転の効果が発生する直前における帳簿価額の総額を上回った場合における、上記(i)の金額から上記(ii)の金額を控除した金額を意味する。</p>	<p>⑥「最終譲渡益」とは、本投資法人が特定資産を譲渡した日が属する営業期間における、(i)当該営業期間中に譲渡された特定資産の譲渡価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。）の総額が、(ii)当該営業期間中に譲渡された特定資産それぞれの、所有権移転等の権利移転の効果が発生する直前における帳簿価額の総額（ただし、当該特定資産の譲渡契約の締結を原因として減損会計が適用され、当該帳簿価額に減額が生じたものがある場合には、当該帳簿価額の減額分を加算して、所有権移転等の権利移転の効果が発生する直前における帳簿価額の算出を行うものとする。）を上回った場合における、上記(i)の金額から上記(ii)の金額を控除した金額を意味する。</p>
⑦～⑫ (記載省略)	⑦～⑫ (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑯「本投資法人の投資口の超過リターン」とは、投資口パフォーマンス報酬の対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される数値を意味する。</p> <p>＜計算式＞</p> <p>本投資法人の投資口の超過リターン $= A - B$とする。</p> <p>A : { (本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における分配金の再投資による追加購入投資口数+1) × 前営業期間の最終営業日における本投資口の最終価格 (終値をいい、終値がなければ気配値 (公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値) をいう。以下本⑯において同じ。) ÷ 前々営業期間の最終営業日における本投資口の最終価格 - 1 } × 100</p> <p>B : { 前営業期間の最終営業日における株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) が公表する東証REIT指数のうち配当込み指数 (以下「東証リート指数 (配当込み)」) の最終価格 ÷ 前々営業期間の最終営業日における東証リート指数 (配当込み) - 1 } × 100</p>	<p>⑯「本投資法人の投資口の超過リターン」とは、投資口パフォーマンス報酬の対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される数値を意味する。</p> <p>＜計算式＞</p> <p>本投資法人の投資口の超過リターン $= A - B$とする。</p> <p>A : { (本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における分配金の再投資による追加購入投資口数+1) × 前営業期間の最終営業日における本投資口の最終価格 (終値をいい、終値がなければ気配値 (公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値) をいう。以下本⑯において同じ。) ÷ 前々営業期間の最終営業日における本投資口の最終価格 - 1 } × 100%</p> <p>B : { 前営業期間の最終営業日における株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) が公表する東証REIT指数のうち配当込み指数 (以下「東証リート指数 (配当込み)」) の最終価格 ÷ 前々営業期間の最終営業日における東証リート指数 (配当込み) - 1 } × 100%</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員桃井洋聰から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における執行役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第2項但書及び投信法第99条第2項の定めに基づき、2025年7月25日（本投資主総会の終結の時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2025年6月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)	所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
もも い ひろ あき 桃 井 洋 聰 (1975年12月17日)	<p>1999年4月 日本生命保険相互会社</p> <p>2008年5月 セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社</p> <p>2014年8月 ケネディクス株式会社 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 出向 オフィス・リート本部企画部 兼 財務経理部</p> <p>2018年4月 同社 オフィス・リート本部 企画部長</p> <p>2021年11月 同社 オフィス・リート本部戦略企画責任者兼戦略企画部副部長（オフィス・リート担当） ケネディクス・オフィス投資法人執行役員</p> <p>2022年5月 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 オフィス・リート本部 戰略企画責任者兼戦略企画部部長（オフィス・リート担当） ケネディクス・オフィス投資法人執行役員</p> <p>2023年1月 ケネディクス・オフィス投資法人執行役員 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役最高業務執行者（COO）兼オフィス・リート本部長</p> <p>2023年11月 KDX不動産投資法人 執行役員（現任） ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役最高業務執行者（COO）兼上場リート本部長（現任）</p>	13口

- ・会社名等は、原則として当時のものを記載しています。以下同じです。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネデ

ィクス不動産投資顧問株式会社の取締役最高業務執行者（COO）兼上場リート本部長です。

- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められており、また、上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、改めて当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。
- ・上記執行役員候補者が所有する本投資法人の投資口数には、KDX不動産投資法人持投資口会を通じて実質的に所有する投資口数13口（2025年5月31日現在）を記載しています。

第3号議案 監督役員4名選任の件

監督役員山中智、山川亜紀子、宇都宮啓及び徳間亜紀子の4名から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて監督役員4名の選任をお願いするものです。なお、本議案において選任される監督役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第2項但書の定めに基づき、2025年7月25日（本投資主総会の終結の時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所 有 す る 本投 資 法 人 の 投 資 口 数
1	やまなか 山 中 智 (1954年2月13日)	1978年4月 2000年4月 2001年5月 2006年4月 2007年1月 2008年9月 2010年5月 2010年10月 2015年6月 2018年7月 2018年11月 2023年11月	住友生命保険相互会社 同社 不動産部 上席部長代理 日本ビルファンドマネジメント 株式会社 出向 取締役運営本部長 住友生命保険相互会社 不動産 部 担当部長 株式会社ニューシティコーポレ ーション 執行役員上席副社長 ラサールインベストメントアド バイザーズ株式会社 代表取締役社長 カナル投信株式会社 顧問 平和不動産アセットマネジメン ト株式会社 常務取締役 同社 常務取締役投資運用本部 長 MUL不動産投資顧問株式会社 代表取締役社長 MULプライベートリート投資法人 執行役員 KDX不動産投資法人 監督役員 (現任)	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する本投資法人の投資口数
2	山川 亜紀子 やま かわ あきこ (1973年4月5日)	1999年4月 1999年4月 2000年4月 2017年7月 2017年9月 2018年7月 2020年6月 2023年11月	弁護士登録 (第一東京弁護士会) 小松柏西川法律事務所 フレッシュフィールズブルック ハウスデリンガー法律事務所 厚生労働省 労働政策審議会 労働政策基本部会委員 (現任) Vanguard Tokyo法律事務所 パートナー (現任) ケネディクス商業リート投資法人 監督役員 TIS 株式会社 社外監査役 (現任) KDX不動産投資法人 監督役員 (現任)	0 口

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する本投資法人の投資口数
3	うつのみや　おさむ 宇都宮 啓 (1960年9月28日)	1986年4月 1986年5月 2009年4月 2009年9月 2012年9月 2014年7月 2016年6月 2017年7月 2018年7月 2019年7月 2019年10月 2020年5月 2021年6月 2021年11月 2023年7月 2023年11月	厚生省 技官 医籍登録 慶應義塾大学 医学部 客員教授 (現任) 厚生労働省 老健局 老人保健課長 同省 保険局 医療課長 国立国際医療研究センター 企画戦略局長・国際医療協力局長 厚生労働省 成田空港検疫所長 同省 大臣官房 生活衛生・食品安全審議官 同省 健康局長 同省 退官 医療法人社団健育会 副理事長 一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会 理事 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター 理事 ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 監督役員 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター 理事長 (現任) KDX不動産投資法人 監督役員 (現任)	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する本投資法人の投資口数
4	徳間 亜紀子 (戸籍上の氏名 岩崎 亜紀子) (1973年11月14日)	1996年4月 1998年10月 2002年4月 2007年8月 2010年10月 2011年2月 2015年1月 2020年11月 2022年2月 2022年4月 2022年4月 2023年11月	徳間コンサルティング株式会社 取締役 中央監査法人 公認会計士登録 新日本監査法人 徳間公認会計士事務所（現任） 税理士登録 税理士法人徳間会計 税理士法人徳間会計 社員 ケネディクス・オフィス投資法人 監督役員 税理士法人徳間会計 代表社員 (現任) 徳間コンサルティング株式会社 代表取締役（現任） KDX不動産投資法人 監督役員 (現任)	0 口

- ・上記監督役員候補者4名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者4名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者4名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められており、また、上記監督役員候補者4名が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

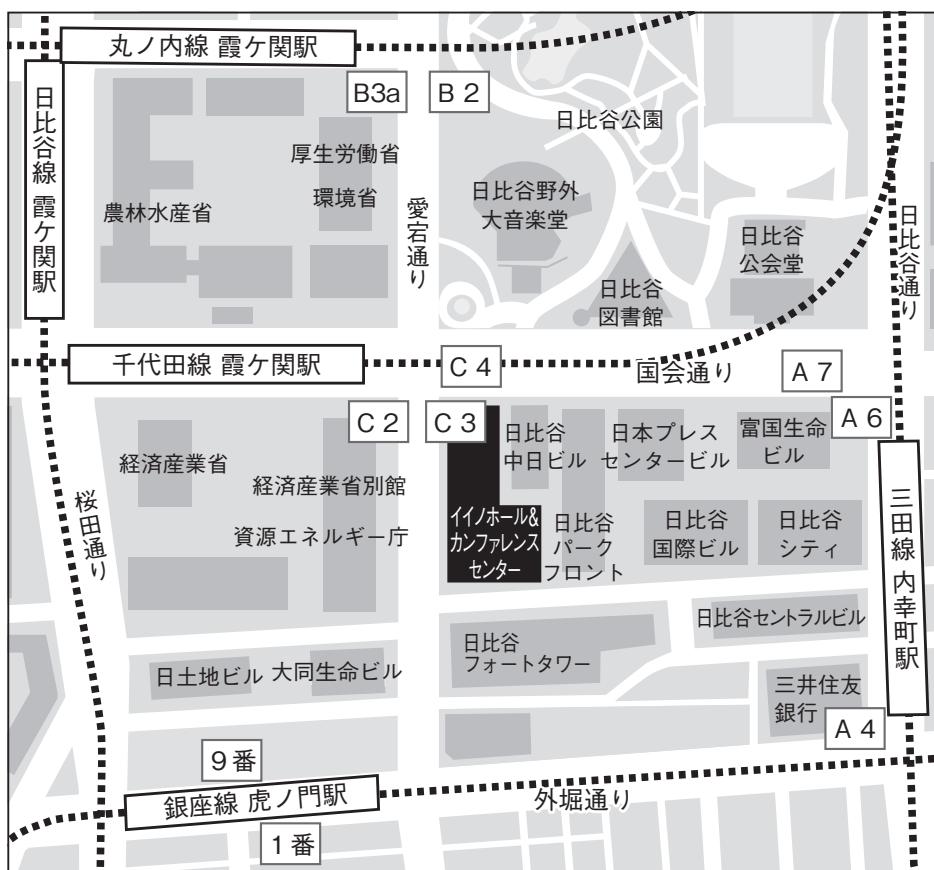
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第3号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。また、本投資法人現行規約第15条第2項に定める議案については、「みなし賛成」の規定は適用されませんが、本投資主総会に提出される議案に同項に定める議案は含まれません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野ビルディング4階
イイノホール&カンファレンスセンター
Room A 1 + A 2 + A 3
電話 03-3506-3251



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・千代田線 霞ヶ関駅（出口C 4）直結
東京メトロ丸ノ内線 霞ヶ関駅（出口B 2）徒歩5分
東京メトロ銀座線 虎ノ門駅（出口1・9）徒歩3分
都営地下鉄三田線 内幸町駅（出口A 7）徒歩3分

お願い

- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいようお願い申し上げます。